

宮津市監査公表第 66 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定による定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表します。

平成 22 年 3 月 15 日

宮津市監査委員 岡 崎 正 美

宮津市監査委員 谷 口 喜 弘

平成 21 年度 定期 監査 結果 報告 書

1 監査の種類 定期監査

2 監査の期間 平成 22 年 1 月 5 日から平成 22 年 3 月 9 日まで

3 監査の方針

地方自治法には、「地方公共団体はその事務処理をするに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されている。

本市の財政状況が極めて厳しい中において、行財政の効率的かつ適正な執行がより強く求められているところから、事務事業が関係法令等の定めるところにしたがって、適正に執行されているかどうかを確認するとともに、行政改革大綱「2006」の目標を踏まえ、経済的、効率的及び効果的に実施されているかについて監査を実施した。

4 監査の方法等

平成 21 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びに市の事務について、全室・局を対象に関係書類の提出を求め、書面による審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により行った。

5 監査における重点事項

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 契約事務は適正に行われているか。
- (3) 補助金等交付事務は適正に行われているか。
- (4) 財産管理は適正に行われているか。
- (5) 滞納整理事務は適正に行われているか。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市の事務執行については、関係法令等に準拠し、おおむね適正に行われていると認められた。

引き続き、事務・事業の執行に当っては、法令、規則等に基づき適正な執行、管理に努めるとともに、事業の目的、意義、さらには経済性、効率性及び有効性を十分に検証していくことが重要である。

職員の一人ひとりが常に問題意識を持って業務を見つめ直し、それぞれの業務に生かすことを通じて、公共の福祉の増進に努められ、もって、市民の信頼に応えられるよう要望する。

平成 21 年度定期監査結果の概要

全般的事項

(1) 予算の執行について

予算の執行、収入、支出事務は、計画に基づきおおむね適正に行われており、「宮津市行政改革大綱 2006」に基づく財政健全化への取り組みが着実に進められていると認められた。

なお、健全化判断比率・資金不足比率は、改善傾向で基準内にはあるものの、高い水準で推移していることから、今後とも財政運営へ配慮するとともに、平成 23 年度以降に見込まれる公債費のピークに向けた体力づくりが必要である。

(2) 事務・事業の概況

監査対象とした事務事業のうち、平成 21 年 4 月 1 日から 10 月 31 日までに執行された委託業務・工事・補助金の状況は、次のとおりである。

部局別	室局別	事務事業の件数			合 計
		委託業務	工事・改修	補助金	
市長の事務部局	総務室	2	3	15	20
	企画環境室	8	1	15	24
	財務室	4	1		5
	市民室	21	13	7	41
	健康福祉室	14	1	8	23
	産業振興室	12	19	26	57
	建設室	30	25		55
	上下水道室	15	53		68
	出納管理室				
議 会					
教育委員会	33	7	16	56	
選挙管理委員会					
公平委員会					
監査委員					
農業委員会					
計		139	123	87	349

(市民室に係る美化事業、資源ゴミ報奨金については、一括しそれぞれ 1 件とした。)

(3) 契約事務について

契約状況

委託業務について

監査対象とした委託業務に係るもの 139 件の契約方法は 指名競争入札を行ったもの 15 件 (10.8%) 随意契約によるもの 117 件(84.2%) 指定管理議決によるもの 7 件 (5.0%)となっている。

委託業務の契約方法

区 分	件 数(件)	構成比(%)
指名競争入札	15	10.8
随 意 契 約	117	84.2
指定管理議決	7	5.0
計	139	100.0

契約金額別の件数は、次のとおりである。

委託業務の契約金額別件数

契 約 金 額 の 区 分	件 数(件)	構成比(%)
10万円以下	20	14.4
10万円超 50万円以下	56	40.3
50万円超 100万円以下	11	7.9
100万円超 500万円以下	38	27.3
500万円超 1,000万円以下	8	5.8
1,000万円超	6	4.3
計	139	100.0

(長期継続契約は、単年度分の額で区分した。)

指名競争入札によるもの 15 件の入札者数と、随意契約によるもの 117 件の地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に規定する随意契約とする根拠規定の区分毎の見積り者数は、次のとおりであった。

委託業務の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積り業者数別の件数

契 約 区 分 (167 条の 2 第 1 項各号の要旨)	契 約 件 数	入 札 ・ 見 積 り 業 者 数				
		な し	1 者	2 者	3 者 以 上	
指 名 競 争 入 札	15				15	
随 意 契 約	第 1 号 予定価格が範囲内	63	11	35	7	10
	第 2 号 その性質目的が競争入札に適さない	50	8	42		
	第 3 号 福祉団体等との契約	1		1		
	第 4 号 新商品の開拓を図る者との契約					
	第 5 号 緊急の必要により	3		3		
	第 6 号 競争入札に付することが不利					
	第 7 号 時価に比して著しく有利な価格					
	第 8 号 競争入札に付し入札者が無い					
	第 9 号 落札者が契約しないとき					
小 計	117	19	81	7	10	
計	132	19	81	7	25	

工事、改修について

工事、改修に係るもの 123 件の契約方法は 指名競争入札を行ったもの 54 件 (43.9%) 随意契約によるもの 69 件(58.0%)となっている。

工事等の契約方法

区 分	件 数(件)	構成比(%)
一般競争入札		
指名競争入札	54	43.9
随 意 契 約	69	56.1
計	123	100.0

なお、一般競争入札は試行導入が図られているが、実施はされていない。

契約金額別の件数は、次のとおりである。

工事等の契約金額別件数

契 約 金 額 の 区 分	件 数(件)	構成比(%)
50万円以下	38	30.9
50万円超 130万円以下	31	25.2
130万円超 300万円以下	18	14.6
300万円超 1,000万円以下	14	11.4
1,000万円超 5,000万円以下	20	16.3
5,000万円超 1億5,000万円以下	2	1.6
1億5,000万円超		
計	123	100.0

指名競争入札によるもの 54 件の入札者数と、随意契約によるもの 69 件の地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に規定する随意契約とする根拠規定の区分毎の見積り者数は、次のとおりであった。

工事等の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積り業者数別の件数

契 約 区 分 (167 条の 2 第 1 項各号の要旨)		契 約 件 数	入 札 ・ 見 積 り 業 者 数			
			な し	1 者	2 者	3 者 以 上
指 名 競 争 入 札		54				54
随 意 契 約	第 1 号 予定価格が範囲内	48		29	5	14
	第 2 号 その性質目的が競争入札に適さない	6		6		
	第 3 号 福祉団体等との契約	1		1		
	第 4 号 新商品の開拓を図る者との契約					
	第 5 号 緊急の必要により	12		12		
	第 6 号 競争入札に付することが不利	2		2		
	第 7 号 時価に比して著しく有利な価格					
	第 8 号 競争入札に付し入札者が無い					
	第 9 号 落札者が契約しないとき					
小 計		69		50	5	14
計		123		50	5	68

契約事務、文書管理について

書類について審査を行ったところ、次のような事務処理上の誤りや不適切と認められる事例が数多く、見受けられた。軽微な誤りとはいえ係る事例が多数発生することは、書類の点検、審査が不十分なことや、職員の危機管理意識の問題の現れと言わざるを得ない。

今後、適正な事務処理が行われるよう指導されたい。

〔誤り、不適切な事例〕

- ・起案文書等に決裁区分が記入されていない
- ・起案文書に起案日、決裁日が記入されていない。
- ・予定価格調書、最低制限価格調書にパンチ穴があげてある。
- ・見積り結果報告書に見積り者氏名、採用・不採用の別の記入がない。
- ・決裁を受けるまでに（起案と同時に）、予定価格が設定されている。
- ・10万円以下の契約で予定価格が設定されていない。
- ・予定価格算出表が作成されていない。
- ・2者で予定価格を設定すべきところ、1者で設定されている。
- ・見積り採用決定通知書が作成されていない。
- ・見積り結果報告書に立会人の印がない。
- ・立会人の選定がされていない。

契約根拠規定について

・シルバー人材センター等と契約を行うに、随意契約とする根拠として、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用しているものが委託、工事等で2件あった。それ以外のシルバー人材センターとの契約については、第2号を適用して随意契約が行われており、適用条項が統一されていない。

宮津市においては、第3号の規則で定める手続きが制定されていないため、第3号を根拠とすることは適当でない。しかし、これまで2号を適用してきたことが適切でなく、平成16年、シルバー人材センター等の活用、高齢者雇用を推進する見地から、新たに3号の規定が加えられた経緯を考慮すると、元に戻って2号を適用することも不適當と言わざるをえない。

障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体の活用を促進するためにも、早期に、規則で定める手続きについて整備され、契約に当たっては、第3号を適用されることが望ましい。

法令等 参考

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため、必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第21項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第15条第3項の規定により

必要な費用の助成を受けている施設をいう。)において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続きにより買入れる契約、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 41 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続きにより役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 6 項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第 3 項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続きにより受ける契約をするとき。

宮津市財務規則第 116 条第 3 項

契約権者は、随意契約による場合においては、契約書案その他見積もりに必要な事項を示し、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを徴さないことができる。

- (1)官公署その他これに準ずる機関と直接に契約しようとするとき。
- (2)不動産の買入れ、又は借入れの契約をしようとするとき。
- (3)季節的生産物その他腐敗のおそれがある物品、接待用の飲食品の購入又は緊急を要するとき。
- (4)官報その他のもので価格が表示され、かつ、一定しているとき。
- (5)前各号に掲げるもののほか、1 件の予定価格が 10 万円未満のものであるとき。

宮津市財務規則第 116 条第 4 項

前項本文の規定にかかわらず、2 人以上の者から見積書を徴しても同一金額の見積りがされるおそれがある場合又は契約の目的若しくは性質により相手方が特定されるときには、1 人からの見積りによることができる。

・契約については、契約事務マニュアルに基づき事務処理が行われているところであるが、平成 13 年以降改訂が行われておらず、前述の地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号の規定や基準契約書等に不整合が見受けられる。また、宮津市財務規則についても、資金前渡規定ほかの整備、改正が必要となっている。早期に整備、改正を図られたい。

・随意契約における見積りについては、宮津市財務規則第 116 条第 3 項において、2 人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。ただし、官公署との契約、不動産の買入れ等については、見積書を徴さないことができ、また、同一金額の見積りが出される恐れがあるときや契約の目的、性質により相手方が特定されるときは 1 人にすることができる。とされている。

随意契約のうち、見積りが 1 業者によるものは、委託業務で 81 件(69.2%) 工事等 50 件(72.5%)であった。これらの大部分は適切な取り扱いと認められるが、実績がある、業務に精通している等により、相手方が特定されるとして 1 者による見積りを採用しているものが見受けられた。

また、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号(予定価格が範囲内)を適用したもので、契約の目的、性質により相手方が特定されるとして 1 者見積りとしていたものもあったが、第 1 号は 1 者見積りを容認する規定ではない。あらためて財務規則第 116 条第 4 項に該当する客観的な理由を示すことが必要である。

随意契約及び 1 者見積りを採用するに当たっては、あくまで例外的な取り扱いであることを認識のうえ、公正性、競争性の確保に十分配慮して運用されるよう要望する。

(4) 補助金交付事務について

監査対象とした補助金は、87 件で、年度の上期分ではあるものの、前年度と比較すると、まちづくり補助金、地域力再生、緊急経済対策、雇用促進奨励等の事業実施に伴って、金額、件数とも大幅に増加している。

地方自治法には、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されている。補助を行うにあたっては、公益上の必要性が客観的に認められるものであるとともに、補助の目的や必要性を明らかにしておかなければならないものである。

監査を行った補助金の交付事務は、概ね適正に行われており、元気で魅力あるまちづくりや地域力を発揮した活動など各団体等の自主的な社会活動の実現に役立つものとなっている。

いっぽうで、従来分を含めた交付申請の一部には、内容や積算根拠に詳細を欠くもの、今後の方向性や効果が明確でないもの、交付目的が記載されていないものなどが見受けられた。

また、補助申請の受付から交付決定までの事務処理が遅延しているものも認められたが、交付時期の遅延は補助金の趣旨を損なうことにもつながりかねないので、注意して事務処理にあたられたい。

なお、長期間に亘って補助を継続している事例もあるが、惰惰性、既得権化することのないよう、常に、事業効果を審査しながら実施されたい。

今後、地域力や住民参加による事業の増加に伴って、さらに制度の進展や補助額の増加も見込まれるところであることから、補助金交付にあたっては、その目的や効果、必要性を十分検証しながら行うことが望まれる。

(5) 財産管理について

宮津市が保有する財産は、市民から負託された重要な資産であり、適正な管理のもと有効活用に努めなければならない。

本年度は、財産のうち、公有財産(土地、建物他)及び決算付属資料に掲載されている重要備品 594 点(公営企業分を除く)について、その管理活用状況の監査を実施した。

公有財産について

公有財産の管理は、概ね、適正に行われていると認められた。

引き続き、財産台帳の整備、未登記物件の整理、解消など、適正な財産管理に一層、努力されたい。

公有財産の貸付け状況は、土地については、有償貸付 70 件、19,250,366 円(一般会計 65 件 17,746,700 円、土地造成事業 5 件、1,503,666 円) 無償貸付 68 件、(一般会計 62 件、土地造成事業 6 件)となっている。

建物については、有償貸付 6 件、2,307,800 円である。

有償貸付の主なものは、京都府に対する府営住宅用地の貸付等であり、無償貸付の大部分は、自治会の集会所用地貸付である。

なお、貸付財産のうちには、当初の貸付理由が希薄化しているものも認められたので、売却等の方策についても検討することとされたい。

備品について

監査対象とした重要備品の各室別保有状況は、次のとおりである。なお、平成 21 年 4 月 1 日付けで組織変更が行われたため、監査実施時点における所管別で区分した。

重要備品の各室別保有状況

室局別		品 数 (点)	構成比 (%)
市長の事務部局	総務室	116	19.5
	企画環境室	3	0.5
	財務室	15	2.5
	市民室	43	7.2
	健康福祉室	87	14.7
	産業振興室	59	9.9
	建設室	45	7.6
	上下水道室	9	1.5
	出納管理室	2	0.3
議 会		1	0.2
選挙管理委員会		17	2.9
公平委員会			
監査委員			
農業委員会		1	0.2
小 計		398	67.0
教育委員会		196	32.0
合 計		594	100.0

保有備品が多いのは総務室(19.5%)であるが、116 点のうち 105 点は小型動力ポンプ等の消防・防災用備品である。

健康福祉室備品は、診療用器具、保育所器具等が大半である。

備品の保管及び活用状況については、概ね良好であったが、故障や旧型で使用されることがなく保管されているものも見受けられた。これらの備品については必要性について検討のうえ、修理、廃棄等の適切な対応をとられたい。

また、備品台帳と符合しないものや備品台帳が未整備なもの、備品シールが貼付されていないものも見受けられた。早急に備品台帳の整備を図り、備品管理を徹底されたい。

厳しい財政状況のもと、備品は経営資源との意識を持って、常に良好な状態に維持管理するとともに、その計画的、効率的な活用に努められたい。

(6) 滞納整理について

市収納金の収納対策については、行財政改革の中でも重要なポイントとして、インターネット公売、給水停止など未収金の解消に向けた取り組みが実施されており、その努力は評価できるものである。

収納状況は、下水道及び介護保険の制度の拡張期にあるものを除外して、市営住宅使用料、保育所保育料、くらしの資金回収金、簡易水道使用料については、収納環境が厳しい中であっても未収額が着実に減少している。収納記録や納付状況から見ても、未収金の解消に継続的に取り組む意欲が窺われたところである。

また、未収金の大部を占める市税、国民健康保険税については、本年度は大口滞納金の納付があったが、ここ数年、未収額が累増している。京都地方税機構へ移管がされるものの、収納の向上に一層の努力を払われたい。

なお、滞納整理簿については、訪問状況、収納交渉記録が記入されていない事例が多く見受けられた。このことについては、平成20年度の定期監査においても指摘したところであるが、是正がされていない。収納対策の経過を明らかにするためにも、交渉記録の保存を図ることとされたい。

各年度末における未納額の状況

(単位 円)

区 分	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
市 税	183,356,202	177,096,856	167,068,547	124,019,633	125,405,453
国民健康保険税	153,924,925	151,138,927	154,638,792	145,528,463	127,085,350
市営住宅使用料	18,172,000	23,975,780	26,867,220	29,539,640	32,083,700
くらしの資金回収金	12,587,560	12,390,060	13,321,500	13,947,000	14,907,800
保育所保育料	12,850,674	13,262,304	13,568,694	13,408,584	13,232,974
簡易水道使用料	4,026,341	5,225,054	6,944,845	6,367,195	6,099,970
下水道使用料	3,827,888	5,491,506	5,668,308	3,746,340	3,110,670
下水道受益者負担金	4,296,994	5,147,130	4,249,600	4,243,000	3,999,430
介護保険料	8,694,290	6,855,070	4,991,930	4,091,050	3,479,140

以 上